

2019.07 月号

税理士法人 長谷川会計

〒733-0822 広島市西区庚午中 2-11-1

TEL 082-272-5868

URL <http://www.hasegawakaikai.com/>

医業トピックス

キャッシュレス・消費者還元事業

キャッシュレス・消費者還元事業は、2019年10月1日の消費税引き上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税引き上げ後の10月から2020年の6月までの9ヶ月間、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援します。消費者側は5%のポイント還元を受けられる他、事業者側では自己負担なしで決済端末の導入や、期間中の決済手数料のうち3分の1を国が補助する制度も予定されています。

医療機関・介護事業分野では基本的には対象外

具体的には下記の①②③は登録対象外になります。

- ① 健康保険法、国民健康保険法、労災保険、自賠責保険の対象となる医療等の社会保険医療の給付等を行う保険医療機関及び保険薬局
- ② 介護保険法に基づく保険給付の対象となる居宅サービスや施設サービスを提供する介護サービス事業者
- ③ 社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業及び更生保護事業法に規定する更生保護事業を行う事業者

事業者側にもメリットがある消費者還元事業ですが医療・介護分野では基本的に対象外となります。しかし、上記の事業者が行う事業であっても、一部補助対象となる場合もありますのでご確認ください。

登録の対象外となる 医療介護福祉事業者	補助対象となる事業
保険薬局	保険薬局について、OTC医薬品や日用品等の消費税課税取引
介護サービス事業者	介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業所が行う 特定福祉用具販売 工務店やリフォーム業者が行う 居宅介護住宅改修
社会福祉事業者 更生保護事業者	社会福祉事業のうち、 生産活動 として行うもの (レストラン営業や小売等)